

平成30年度 地域医療介護総合確保基金事業補助金
(病床の機能分化・連携支援事業) について

1 目的

地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する。

2 補助対象

健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（鹿児島県内に存する医療機関に限る。）が行う次の事業を補助対象とする。

- (1) 急性期機能病棟又は慢性期機能病棟から回復期機能病棟に病床の機能を転換するに当たり、施設・設備の整備に要する経費

- ・急性期機能病棟：急性期一般入院基本料を算定する病棟
- ・慢性期機能病棟：療養病棟入院基本料を算定する病棟
- ・回復期機能病棟：地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料を含む。)又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
回復期機能病棟に病床の機能を転換するために要する次の経費	1 施設整備	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額
1 施設整備 新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	(1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円	1 基準額
2 設備整備 医療機器等の備品購入費	(2) 改修 1床当たり 3,214千円	2 対象経費の実支出額
	2 設備整備 1施設当たり 10,800千円	3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

- (2) 集中治療室又はハイケアユニットを新たに整備し、又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備（鹿児島県がん診療施設施設整備費補助金交付要綱及び鹿児島県がん診療施設設備整備事業補助金交付要綱の対象となる施設・設備を除く。）を整備するために要する経費。

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
集中治療室又はハイケアユニットを新たに整備し、又はそれらの機能を維持するために要する次の経費	1 施設整備	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額
1 施設整備 新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	(1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円	1 基準額
2 設備整備 医療機器等の備品購入費	(2) 改修 1床当たり 3,214千円	2 対象経費の実支出額
	2 設備整備 60,000千円	3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

3 補助金の交付条件等

- (1) 本補助金は「鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」に基づき交付される補助金であり、同交付要綱に定める事項を遵守すること。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、あらかじめ補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」において意見を徴する必要があること。
- (3) 補助事業者が本補助金により回復期機能病棟に病床の機能を転換した場合は以下の事項を遵守すること。
 - ① 本補助金によって転換した病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、回復期機能を担う病床として報告しなければならないこと。
 - ② 本補助金によって転換した病床について、知事の承認を受けずに、地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療療管理料を含む。)又は回復期リハビリテーション病棟入院料以外の算定に変更してはならないこと。
- (4) 補助事業者が本補助金により、集中治療室又はハイケアユニットを新たに整備、又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備を整備した場合は以下の事項を遵守すること。
 - ① 本補助金によって整備した病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、高度急性期機能を担う病床として報告しなければならないこと。
 - ② 本補助金によって整備した病床について、知事の承認を受けずに、整備した病床の特定入院料の算定を変更してはならないこと。

4 事業計画概要等の提出について

(1) 提出書類

- ① 平成30年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要
- ② 【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの)・概算見積書等
- ③ 【設備整備】カタログ・概算見積書等
- ④ 連絡先票

※①④は電子データ(エクセル形式)は、鹿児島県ホームページ内で入手可能です。
<http://www.pref.kagoshima.jp/ae01/kenko-fukushi/kenko-iryo/kikan/imu/h30byosyokinou-bunkarenkeishien.html>
ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 医師・医療機関 > 医務 > 平成30年度地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床の機能分化・連携支援事業)について

(2) 提出期限

平成30年8月6日(月)

(3) 提出先

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医療政策係

所在地：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

電子メール：iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp

※郵送又は電子メールにて提出

5 事業計画概要の提出に当たっての留意点等

- (1) 補助事業として交付決定される前に事業に着手（工事請負業者との契約等）した場合は、補助の対象外となること。
- (2) 事業計画概要の提出は補助金の交付を約束するものではなく、地域医療構想調整会議における議論の結果や、県の予算以上の応募があった場合等により採択されない場合もあり得ること。
- (3) 今回提出された事業計画概要等は、補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」の会議資料として配布されるものであること。
また、同調整会議において、事業計画概要等に基づき、事業内容や目的・目標等を医療機関から説明をしていただく予定であること。

6 今後のスケジュール（予定）【平成30年度】

- (1) 【8月6日（月）まで】平成30年度の事業計画概要の提出（医療機関→県）
- (2) 【8月下旬～10月頃】地域医療構想調整会議における意見聴取
- (3) 【11月～12月頃】地域医療構想調整会議の結果等をもとに各医療機関へ内示
- (4) 【内示後】鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱に基づく交付申請・交付決定

※ 内示時期については、地域医療構想調整会議の開催状況等によっては変更となる場合もある。

【問合せ先】

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医療政策係

担 当：中迫

電 話：099-286-2738 F A X：099-286-5928

メー ル：iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp

平成30年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金
(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要

1 医療機関の概要

医療機関名	医療法人徳洲会 名瀬徳洲会病院			開設者名	鈴木 隆夫							
所在地	鹿児島県奄美市名瀬朝日町28番1			構想区域	奄美医療圏							
診療科目	内科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、歯科・口腔外科											
許可病床数	一般	210	療養	60	精神	0	結核	0	感染症	0	計	270
各種指定状況	救急告示指定医療機関											
病床機能報告 (平成29年7月)	高度急性期	6	急性期	119	回復期	0	慢性期	145	計	270		

2 事業の概要

事業対象病棟名	ハイケアユニット				
事業区分	①施設整備(新築・増築・改築・改修) <input checked="" type="checkbox"/> ②設備整備 <input type="checkbox"/> (○で囲む)				
実施予定期間	平成31年1月1日～平成31年3月20日	供用開始予定	平成31年4月		
事業内容	<p>現在、当院のハイケアユニットで使用している生体情報モニタリングシステム(セントラルモニタ及びベッドサイドモニタ)は、平成21年10月30日に購入したもので、耐用年数6年を既に経過していることから、経年劣化や患者の生体情報を得る機能も最新機器と比較すると不十分である。そこで、今回、生体情報モニタリングシステム一式(セントラルモニタ1台、ベッドサイドモニタ6台、可搬式ベッドサイドモニタ2台、心電・呼吸・SpO2送信機2台)を更新し、重症患者の生体情報管理の強化を図る。</p> <p>※ 不足機能</p> <p>① 呼吸ガス中の二酸化炭素分圧の測定(カプノメーター)</p> <p>② 転院搬送や別病棟移送時に使用する可搬式ベッドサイドモニタ</p> <p>③ バッテリー駆動時間が少ない(現状のセントラルモニタ及びベッドサイドモニタはバッテリーが内蔵されておらず、各モニターにUPS(無停電装置)を購入接続し使用している。)</p> <p>④ セントラルモニタ附属のプリンターソフトの制限(現機器では時間指定でのプリントが出来ず、24時間波形で大まかな抽出であった。申請機種は、患者が退床しない限り機器が記録し、ピンポイントでの波形の抽出を行え、プリントできる。)</p>				
事業目的・目標	<p>奄美保健医療圏では、高度急性期機能が不足している状況であり、入院患者の一定数については島外、又は県外への流出がみられる。</p> <p>この状況を踏まえ、当院では、奄美保健医療圏内の重症患者に対応できるよう、ハイケアユニットの生体情報管理システムを強化することで、診療密度の高い医療を提供し、高度急性期機能の維持を図る。</p>				
機能転換する病床数	床 (期 → 期)				
施工面積	m ²				
当該病棟の入院基本料・特定入院料の適用					
機能転換前	—				
機能転換後	—				
	【届出予定時期】平成 年 月				
当該病棟の病床機能報告	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
機能転換前(平成29年7月)	6	0	0	0	6
機能転換後(平成31年7月)	6	0	0	0	6
増減	0	0	0	0	0

事業費等

● 対象経費の支出額

① 施設整備	対象経費の支出額
	千円
	千円
	千円
	千円
	千円
	千円
	千円
小計 (A)	0 千円
② 設備整備	対象経費の支出額
モニター一式	9,936 千円
	千円
小計 (B)	9,936 千円
合計 (A+B)	9,936 千円

● 財源内訳

基金事業補助金	4,968 千円
自己財源	4,968 千円
	千円
合計	9,936 千円

● 補助金額の算定

① 施設設備

ア 基準額

千円 × 床 = 0 千円

イ 対象経費の実支出額(A)

千円

ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額 × 1/2)

千円 × 1/2 = 0 千円

② 設備設備

ア 基準額

10,800 千円

イ 対象経費の実支出額(B)

9,936 千円

ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額 × 1/2)

9,936 千円 × 1/2 = 4,968 千円

③ 補助金額合計(①ウ+②ウ)

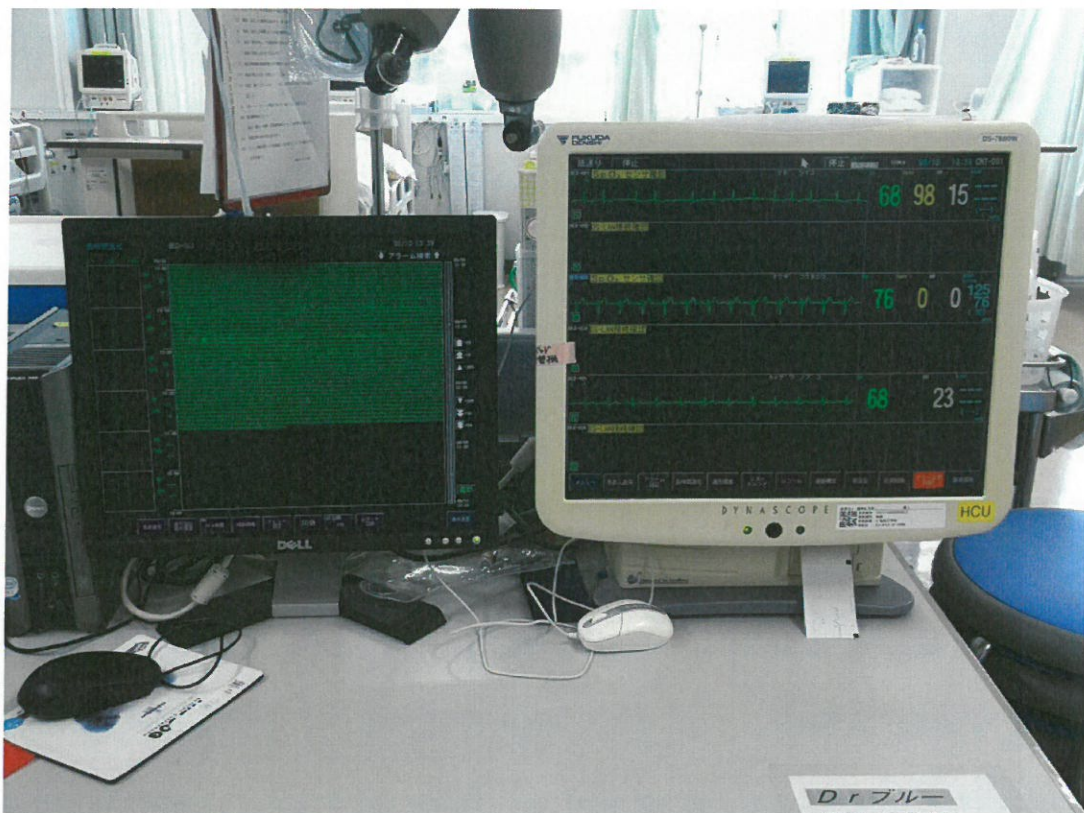
4,968 千円

※事業内容が分かる以下の資料を添付すること

【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下), 概算見積書等

【設備整備】カタログ, 概算見積書等

名瀬徳洲会病院 既存 HCU モニター



▲ セントラルモニター (親機)



▲ ベッドサイドモニター (子機)



▲ HCU 室内の様子



▲ スタッフルーム側